



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R I S E
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兵 頭 利 広
(J A S D A Q : コード番号 8836)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 長 杉 山 顕 士
(T E L : 0 3 - 5 5 7 5 - 6 5 9 1)

資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 63 回定時株主総会に、資本金の額の減少について下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、平成 19 年 3 月期および平成 20 年 3 月期において大幅な損失を計上したことにより、昨年資本金および資本準備金の減少をしておりますが、更なる経済環境の悪化、不動産市況の下落等により平成 21 年 3 月期においても損失を計上しております。これに伴って生じた繰越損失(4,396,819,449円)を一掃し、当社の財務内容の健全化を図るとともに、自己株式取得や配当可能となる資本構成とするために、資本金の額を減少するものです。

2. 資本金の額の減少の要領

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づく資本金の額の減少を行うもので、当社の平成 21 年 3 月 31 日現在の資本金の額 5,000,000,000 円のうち 3,000,000,000 円を減少して資本金を 2,000,000,000 円といたします。資本金の減少額 3,000,000,000 円は、全額をその他資本剰余金に振替える予定であります。

3. 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを無償にて減少いたします。

4. 資本金の額の減少の日程(予定)

(1) 取締役会決議日	平成 21 年 5 月 22 日(金曜日)
(2) 定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)
(3) 債権者異議申述公告	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
(4) 債権者異議申述最終期日	平成 21 年 7 月 31 日(金曜日)
(5) 資本金の額の減少の効力発生日	平成 21 年 8 月 1 日(土曜日)

5. 今後の見通し

資本金の額の減少の効力発生後のその他資本剰余金合計 6,778,131,087 円のうち、4,396,819,449 円を繰越利益剰余金に振替え、繰越損失を全額解消する予定であります。

本件は、「純資産の部」における勘定科目の振替処分であり、当社の純資産額に変動はなく、発行済株式総数の変更は行わないため、株主の皆さまのご所有株式数に変更はございません。また、本件が業績に与える影響はございません。

なお、資本金の額の減少につきましては、平成 21 年 6 月 25 日に開催予定の当社第 63 回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上